

第28条(裁判管轄)

利用者及び事業所は、この契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第29条(協議事項)

- 1 利用者及び事業所は、信義に従い、忠実にこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って双方が信義に従い誠実に協議して定めるものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書2通作成し、利用者及び事業所は記名のうえ、各自その1通を保有するものとします。

(1)開設者

法人種別及び名称	医療法人 徳洲会	代表者 理事長 東上震一
本社所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	
	電話番号 06-6346-2888	FAX 06-6346-2889
	法人所轄庁	大阪府

(2)事業所

事業所名	医療法人徳洲会 介護老人保健施設あかね介護センター		
管理者名	船見芳弘(ふなみよしひろ) ㊞		
所在地	〒997-6603 山形県東田川郡庄内町添津字家の下97		
	電話0234-51-2415	FAX0234-56-2236	
指定番号	0673000709	指定市町村名	庄内町

年 月 日

利用者	氏名
	〒
	住所
	電話番号
記入者	氏名
	続柄
	〒
	住所
	電話番号
私は利用者に代わりに記名代行をしました	
理由 ☐ 判断が困難 ☐ 視覚障がい ☐ 書くことが困難	

年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

【説明者】 担当介護支援専門員氏名

上記内容の説明を受け、了承しました。

利用者氏名.....

記名代行人氏名(続柄).....

別掲1 7(3) i

期間 2024(令和6)年3月1日～2024(令和 6)年8月31日

この期間において、担当した居宅介護支援の件数に占める「福祉用具貸与、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、」の利用件数の割合は表のとおりです。

単位は%(小数点以下は切り捨て)

福祉用具貸与	67	通所介護(デイサービス)	76
訪問介護(ヘルパー)	59	地域密着型通所介護	8

別掲2 7(3) ii

期間 2024(令和6)年3月1日～2024(令和 6)年8月31日

この期間において、担当した居宅介護支援の件数に占める「訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与」の利用件数のうち、各事業者の利用割合は表のとおりです。 上位3ヶ所 単位は%(小数点以下は切り捨て)

福祉用具貸与		数字の単位は%です			
福祉用品やまがた(酒田市)	34	蔵王サプライズ(酒田市)	19	マシマ介護事業部(酒田市)	15
参考 その他の事業所 ヘルスレント山形庄内(三川町)、㈱トーク(鶴岡市)、さふらん酒田南(酒田市)、ニチイケアセンターこあら(酒田市)、タマツ酒田店(酒田市)					

通所介護(デイサービスのこと)		数字の単位は%です			
介護予防センターさくらの里(酒田市)	50	山水園(庄内町)	27	えデイサービスえがおデあいと(鶴岡市)	13
参考 その他の事業所 デイサービスすまいる(酒田市)、ソラーナ(庄内町)					

訪問介護(ヘルパーのこと)		数字の単位は%です			
訪問介護事業所ゆい(酒田市)	30	ニチイケアセンターあまるめ(庄内町)、 介護センターほほえみ(庄内町)	20	徳田山介護センター(酒田市)	16
参考 その他の事業所 JA庄内たがわ訪問介護(鶴岡市)、在宅支援サービス澄花(鶴岡市)					

地域密着型通所介護(住まいをしている地域住民のみ対象のデイサービス)		数字の単位は%です			
デイサービスやまゆり(庄内町)					75
療養通所介護のぞみの家(鶴岡市)					25